

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 2 3 号	三田市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
都市計画課	<p>【関係法令】 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）</p> <p>【趣 旨】 生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内の計画的な農地保全を図るため、生産緑地地区の区域の規模に関する基準を緩和するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【内 容】 生産緑地地区の区域の規模に関する条件を 300 m²以上とする。</p> <p>【施行期日】 平成 31 年 4 月 1 日</p>